

令和 7 年 9 月 26 日

令和 7 年第 3 回神奈川県議会定例会

産 業 労 働 常 任 委 員 会 報 告 資 料

産 業 労 働 局

目 次

	ページ
I 米国関税及び日産自動車生産縮小への対応	1
II 「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進計画」の改定素案	4
III 生産性向上・人材確保への支援	9
IV 第11次神奈川県職業能力開発計画の取組	14
V 第12次神奈川県職業能力開発計画策定に係る基本的な考え方	20

I 米国関税及び日産自動車生産縮小への対応

1 米国関税措置への対応

米国関税措置について、日本の相互関税率は、令和7年7月31日の大統領令で15%への引き下げが決定した（8月7日から適用）。

「自動車・自動車部品」についても、日米合意を受けた9月4日付けの大統領令に基づき、関税率は15%に引き下げられた（9月16日から適用）。

これまでの米国関税措置に係る県の対応は、次のとおりである。

月 日	内 容
4月4日	「米国関税措置等に伴う中小企業向け特別相談窓口」の設置
5月12日	「原油・原材料高騰等対策特別融資」の融資対象拡大 〔米国関税措置により事業活動に影響が生じる中小企業者等〕 を追加
6月11日	「米国関税及び日産自動車生産縮小に関する対策協議会（以下「対策協議会」という。）」設立
7月1日	「中小企業生産性向上促進事業費補助金における優遇措置」の実施
7月28日	対策協議会 第1回ワーキンググループの開催
9月8日	「中小企業生産性向上促進事業費補助金」の2次公募の開始

2 日産自動車生産縮小への対応

日産自動車は、令和7年7月15日に、同社追浜工場における車両生産を令和9年度末で終了し、グループ会社である日産車体株式会社湘南工場への生産委託も令和8年度に終了することを発表した。

令和7年5月に日産自動車から経営再建計画「Re:Nissan」が発表された後の県の対応は、次のとおりである。

月 日	内 容
5月19日	日産追浜工場及び湘南工場の閉鎖報道に係る庁内会議
5月23日	知事と日産自動車社長との面会
5月27日	関係市（横浜市、横須賀市、平塚市、厚木市）との打合せ
5月28日	日産追浜工場及び湘南工場の閉鎖報道に係る情報交換会 （県内33市町村）
6月9日	「日産自動車の生産縮小等に係る対策本部（以下「庁内対策本部」という。）」設置
6月11日	対策協議会 設立
7月1日	「中小企業生産性向上促進事業費補助金における優遇措置」の実施

7月15日	日産自動車の発表（追浜工場における車両生産終了等）
7月16日	・「日産自動車の車両生産終了等に伴う中小企業向け特別相談窓口」の設置 ・関係市との打合せ ・庁内対策本部（第2回）の開催
7月17日	知事と日産自動車社長との面会
7月25日	「日産自動車株式会社追浜工場の車両生産終了に係る関係行政機関連携本部（以下「連携本部」という。）」会議の開催
7月28日	対策協議会 第1回ワーキンググループの開催
8月29日	国への要望（厚生労働大臣、経済産業大臣）
9月4日	連携本部 地域経済部会及び雇用部会の開催
9月8日	「原油・原材料高騰等対策特別融資」の融資対象拡大 （日産自動車の生産縮小により事業活動に影響が生じる） （中小企業者等を追加）
	「中小企業生産性向上促進事業費補助金」の2次公募の開始

(1) 日産自動車株式会社追浜工場の車両生産終了に係る関係行政機関連携本部

関係行政機関における情報共有等を行い、連携した対応を図ることを目的に、国・神奈川県・横浜市・横須賀市が合同で、産業労働局長を本部長とした連携本部を設置した。第1回会議では、日産自動車エスピノーサ社長からの現状報告や意見交換が行われた。

ア 構成機関

県、関東経済産業局、神奈川労働局、横浜市経済局、横須賀市経済部

イ 部会

連携本部の下部組織として、関係行政機関及び日産自動車の実務者による部会を設置し、地域経済及び雇用に係る情報収集や課題の検討を行う。

(2) 国への要望

日産自動車追浜工場の車両生産終了等が地域経済に及ぼす影響は甚大であると考えられるため、横浜市及び横須賀市と共同で、8月29日、国に対して要望書を提出した。

国からは、同日、日産自動車追浜工場生産終了等により影響を受ける事業者への支援施策が発表された。

3 米国関税及び日産自動車生産縮小に関する対策協議会

米国関税や日産自動車の生産縮小により影響を受けることが懸念される中小企業を「オール神奈川」で支えていくために、支援機関で構成される「かながわ中小企業支援プラットフォーム(※)」を母体とした、国、県、市町村も参画する新たな協議体を設立し、情報共有・意見交換を行うとともに、今後の対応について協議している。

※ 公益財団法人神奈川産業振興センター（K I P）を中心とした、県内商工会議所や金融機関等の中小企業支援機関の連携体

(1) ワーキンググループ

対策協議会のメンバー等で構成するワーキンググループを開催し、各機関が持つ支援策の共有や新たな施策の検討、県内中小企業の影響調査など具体的な対応について検討する。

ア 支援施策一覧の作成・周知

「リーフレット」を作成し、県ホームページに掲載するなど周知した。

イ 影響調査

K I Pは、8月12日に、9月5日を回答期限とする第1回目のアンケート調査を開始。9月12日に、その結果を公表。今後、四半期ごとに実施する予定。

Ⅱ 「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進計画」の改定素案

1 計画改定の趣旨

「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進計画」（以下「計画」という。）は、「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例」（以下「条例」という。）第12条第1項に基づき、2009（平成21）年6月に策定し、2012（平成24）年4月、2016（平成28）年1月及び2019（令和元）年4月に改定を行っている。

現行計画は、2025（令和7）年度末で計画期間が満了することから、これまでの取組の効果や社会経済情勢の変化により新たに発生した経営課題への対応を踏まえ、引き続き施策の総合的かつ計画的な推進を図っていくため、計画を改定する。

2 計画の性格

- (1) 条例に基づく中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な計画とする。
- (2) 県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完し、特定課題に対応する個別計画として策定する。
- (3) 中小企業支援法第4条に基づく「中小企業支援事業の実施に関する計画」とする。

3 計画に定める事項

条例第12条第2項に基づき、次の事項を定める。

- (1) 中小企業の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性
- (2) (1)に掲げるもののほか、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 改定素案の概要 （別添参考資料参照）

(1) 数値目標について

次期計画では、基本理念を具体的に示す数値目標に代え、次期計画期間において目指すべき、昨今の社会経済情勢の変動に対応できる計画全体の指針を設定することとする。

ただし、「開業率」及び「黒字企業の割合」は、他県との比較により神奈川県の立ち位置を知るうえで重要な指標であることから、今後も参考指標として把握をしていく。

(2) 今後の取組の方向性について

労働力不足やA I等の技術革新、物価や為替、金利の変動、地政学リスクといった社会経済情勢を反映した新たな経営課題が顕在化しており、中小企業がこうした変化に対応し、持続的に成長していくとともに、多様な人材の活躍促進が図られるよう、次のようなよりきめ細やかな施策を展開していく必要がある。

ア 労働力不足に対処しながら、成長を促進する生産性向上の取組

イ A I等の最新技術の積極的な活用によるD Xの推進

ウ SDG sやカーボンニュートラルの取組の促進

エ 若年者・女性・高齢者・障がい者・外国人等の多様な人材が活躍できる環境の構築

オ 物価、為替や金利、地政学リスクなどの高まる不確実性への備え

カ 行政と関係機関・土業の連携による「事業者目線」に立った実効性のある支援の展開

(3) 施策体系について

重点的な取組（大柱）及び取組の基本方向（中柱）における数値目標の達成に向けて、これまでの取組を着実に推進するため、引き続き、現行計画の柱立を踏襲しながらも、「(2) 今後の取組の方向性について」を踏まえ、新たな経営課題に対する施策を盛り込み、必要な見直しを行う方向で検討している。

【施策体系表】

重点的な取組 (大柱)	2030年までの 施策目標 (案)	取組の基本方向 (中柱) (案)	業績評価指標 (KPI) (案)
1 神奈川の未来を支える産業の振興	成長産業を後押しし、利益の源泉である県内総生産（付加価値額）を5%以上向上させる。	①未病産業・最先端医療関連産業の育成 ②ロボット産業の育成 ③脱炭素に関連する産業の育成 ④ベンチャーなどの創出・育成(起業支援) ⑤企業誘致の促進 ⑥県内企業の海外展開支援や海外との経済交流の促進 ⑦地域経済牽引事業の促進 ⑧宇宙関連産業の育成	①未病産業研究会を通じた未病産業関連商品の事業化件数 ②生活支援ロボットの導入施設数 ③脱炭素に資する新規プロジェクト件数 ④ベンチャー企業に対する事業化支援の件数 ⑤企業立地支援件数 ⑥海外展開を希望する県内企業への個別支援件数 ⑦地域経済牽引事業計画の承認件数 ⑧宇宙関連企業交流拠点企業マッチング件数

重点的な 取組 (大柱)	2030年までの 施策目標 (案)	取組の基本方向 (中柱) (案)	業績評価指標 (KPI) (案)
2 中小企業・小規模企業の経営基盤強化	経営基盤の強化を支援し、県内企業（全産業）の売上高経常利益率を8.34%に向上させる。	①企業経営の未病改善の促進 ②関係機関等と連携した中小企業・小規模企業支援体制の整備 ③経営基盤の強化と安定化に向けた金融支援 ④中小企業のグループ化 ⑤価格転嫁の適正化 ⑥緊急時の事業継続に向けた支援	①企業経営の未病が改善した企業の割合 ②巡回相談を行う中小企業・小規模企業数 ③創業期の支援を目的とした中小企業制度融資の利用件数 ④＜調整中＞ ⑤・原材料費、エネルギー費の増加に対して価格転嫁できている企業の割合 ・労務費の増加に対して価格転嫁できている企業の割合 ⑥事業継続計画（BCP）の策定割合
3 多様な人材の確保と能力を発揮できる人材育成	多様な人材の活躍を支援することや、能力を発揮できる職場環境整備・人材育成により、就業率を63.3%に向上させる。	①就業支援の促進 ②外国人材の受入支援 ③障がい者の雇用促進 ④専門人材の活用支援 ⑤県内企業等の職場環境整備支援 ⑥求職者に対する職業能力開発 ⑦在職者に対する能力開発の支援 ⑧健康経営の推進	①県就業支援施設でキャリアカウンセリングを利用した者の就職等進路決定者数 ②外国人材受入支援件数（かながわ外国人材活用支援ステーション人材紹介成約件数及び神奈川県高度外国人材受入支援補助金交付件数） ③障害者就職面接会における採用者数 ④神奈川県プロ人材活用センターによるマッチング成約件数 ⑤職場環境整備に資するセミナー・講座への参加者数 ⑥総合職業技術校の就職者数 ⑦スキルアップセミナーの受講者数 ⑧健康経営に取り組む企業数

重点的な 取組 (大柱)	2030年までの 施策目標 (案)	取組の基本方向 (中柱) (案)	業績評価指標 (KPI) (案)
4 成長を 目指す攻 めの経営 の促進	新たな取組を支 援することで、 労働生産性（従 業員1人当たり の時間単位の付 加価値額）を 6,160円に向上 させる。	①需要を見据えた販路 開拓支援 ②生産性向上や経営革 新による成長発展の 支援 ③ものづくり技術の高 度化 ④産学公連携による技 術の高度化支援 ⑤デジタル化支援 ⑥給与支給総額の増加 (生産性向上補助金)	①(公財)神奈川産業振興セ ンター等が実施する受 発注商談会などにおけ る商談件数 ②・経営革新計画の承認 件数 ・中小企業生産性向上 促進事業費補助金にお ける3年後の付加価値 額年率平均1.5%以上増 加事業者数 ③神奈川発新技術の実用 化件数 ④中小企業・小規模企業 と大企業の研究所や大 学などとの技術連携件 数 ⑤小規模事業者デジタル 化支援推進事業費補助 金における営業利益率 向上事業者数 ⑥中小企業生産性向上促 進事業費補助金におけ る3年後の給与支給総 額が増加した事業者数
5 円滑な 事業承継 の促進	事業承継を促進 し、現在60%を 超える神奈川県 の「後継者不在 率」を40%まで 下げる。	①事業承継支援体制 の確立 ②事業承継計画に関 する相談の促進 ③事業承継税制の活 用促進	①事業承継診断の実施件 数 ②事業承継引継ぎ支援セ ンターにおける相談受 付件数 ③経営承継円滑化法に係 る相続税・贈与税の猶 予、金融支援の件数
6 地域の 資源を生 かし、経 済を支え る事業活 動の促進	地域経済の活性 化に貢献する企 業を支え、県内 総生産（卸売・ 小売業及び宿 泊・飲食サービ ス業の付加価値 額）を5%以上 向上させる。	①伝統的工芸品産業の 振興 ②まちの賑わいを創出 する商業・商店街の 振興 ③観光産業の振興 ④SDGsの取組の 普及・啓発 ⑤中小企業・小規模企 業の自主的な社会貢 献の促進 ⑥地域経済牽引事業の 促進<再掲>	①小田原箱根地方の木製 品製造業従事者1人当 たり生産額（売上高） ②商店街魅力アップ事業 費補助金の交付決定数 ③観光消費額総額 ④SDGsに取り組んでいる 企業の割合 ⑤SDGsに取り組んでいる 企業の割合<再掲> ⑥地域経済牽引事業計画 の承認件数<再掲>

(4) 改定計画の期間について

現行計画の7年間に於いて、社会経済情勢はめまぐるしく変化しており、あまりに長期の計画では、世の中の動きに計画がついていけないとの審議会の意見を踏まえ、計画期間は2026（令和8）年4月から2031（令和13）年3月までの5年間とする方向で検討している。

ただし、計画期間中における中小企業・小規模企業を取り巻く社会経済情勢の変化や、新たな経営課題等に対応することができるよう、計画期間の折り返しの年度に当たる3年目に見直しを行うこととした。

(5) 今後のスケジュール（予定）

令和7年9月	改定素案を議会に報告
令和7年10月 ～11月	改定素案について、県民・市町村等の意見募集を実施
令和8年1月	第3回審議会において、改定案を審議・諮問
令和8年2月	改定案を議会に報告
令和8年3月	審議会より答申 改定計画を策定

Ⅲ 生産性向上・人材確保への支援

我が国の就業者数は、女性や高齢者の就業率の上昇を受けて 1990 年代後半の水準を維持してきたが、生産年齢人口の減少が続く中、様々な業種において人手不足の課題が顕在化している。

本県においても、生産年齢人口の減少が長期的に続くことが予測されており、労働力不足の深刻化への対応が求められている。

1 県内人口の将来推計

本県の 15 歳～64 歳の生産年齢人口は、2025 年から 2040 年にかけて、約 74.2 万人減少すると予測されている。

(単位：万人)

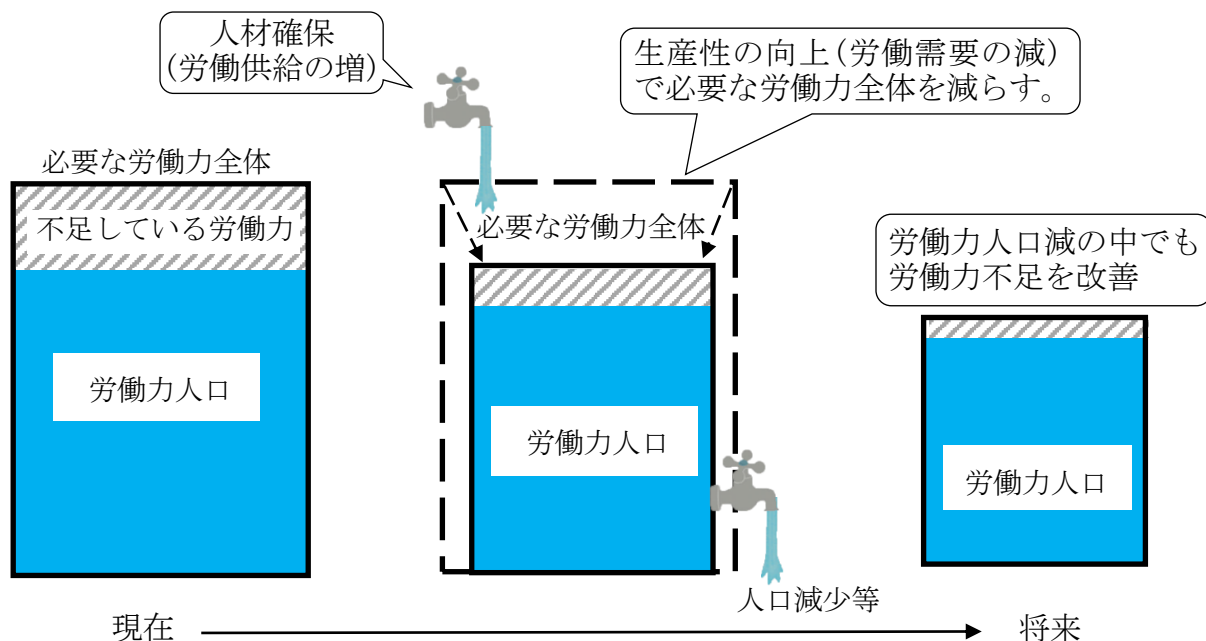
年	年少人口 (0～14 歳)	生産年齢人口 (15～64 歳)	老年人口 (65 歳以上)	合計
2025	99.4	576.7	244.8	921.0
2030	91.3	565.2	257.3	913.8
2035	87.6	538.7	273.8	900.0
2040	87.5	502.5	293.9	884.0

【出典】県「神奈川県将来人口推計・将来世帯推計（2023 年度推計）」

2 労働力不足の改善の方向性

労働力不足の改善に向けて、企業の生産性向上と人材確保の両面で取組を進めていく必要がある。

<改善の方向性のイメージ>

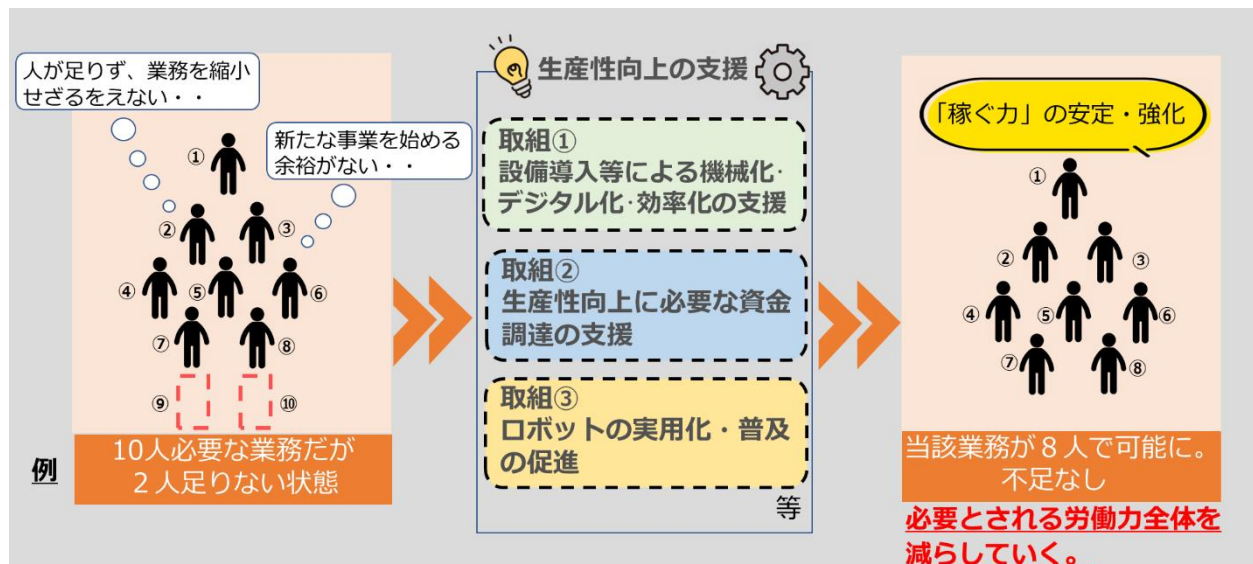


3 生産性向上・人材確保に係る産業労働局の主な取組

(1) 生産性向上

必要とされる労働力全体を減らしていくために、次の取組を進めていく。

＜生産性向上のイメージ＞



ア 設備導入等による機械化・デジタル化・効率化の支援（取組①）

(ア) 設備導入による生産性向上への支援

物価高騰や深刻な人手不足など厳しい環境にある、様々な業種の中
小企業を支援し、「稼ぐ力」の安定強化を図るため、生産性向上に資す
る設備導入等に対して補助するとともに、過年度に支援した中小企業
へのフォローアップを行う。

(イ) 小規模事業者等へのデジタル化支援

人手不足が深刻化する小規模事業者の生産性向上を図るため、デジ
タル化に向けたシステム導入等に対する補助や専門家による支援を行
う。

また、生成A I 等を活用した製品化や事業化を行う中小企業を支援
するとともに試作品の試験費用に対して補助する。

(ウ) 中小企業の業務効率化・D X推進への支援

D Xを活用した経営改善を支援するため、中小企業従業員へのリス
キリングにより人材育成を推進するとともに、経営者向け学習プログ
ラムを設定した。また、デジタル等の専門的知識・ノウハウを持った
人材の採用をサポートする。

イ 生産性向上に必要な資金調達の支援（取組②）

生産性向上に取り組む中小企業者等の資金調達を支援するため、「生産性向上支援融資」の信用保証料に対して補助する。

また、県からの貸付金をもとに、公益財団法人神奈川産業振興センターが小規模企業者等に低利で設備を貸与し、生産性向上に資する設備投資を支援する。

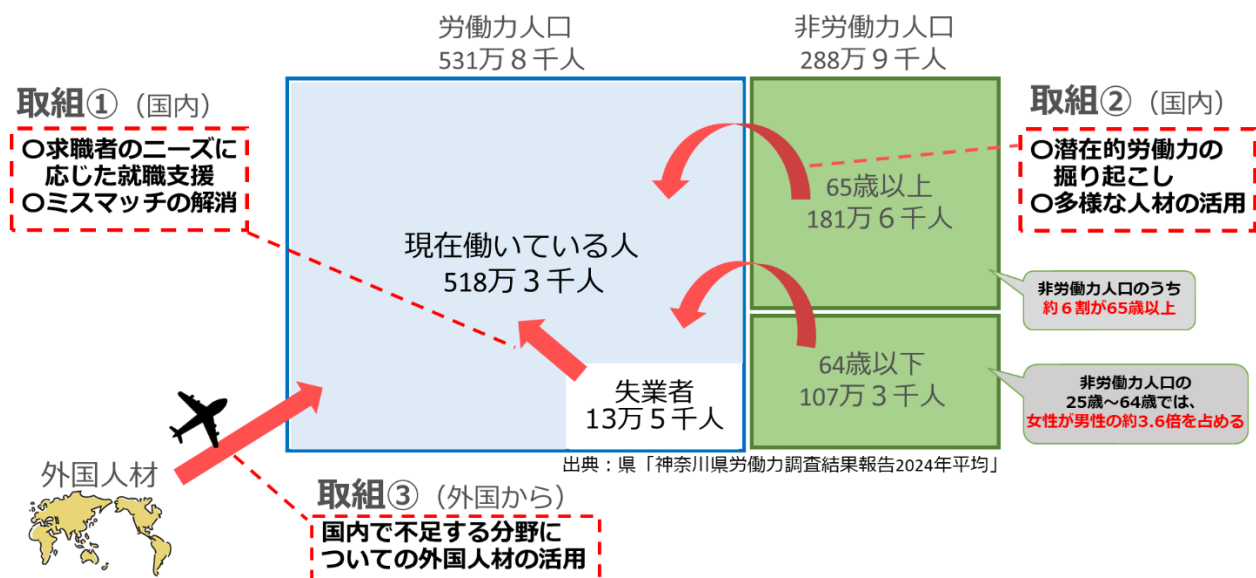
ウ ロボットの実用化・普及の促進（取組③）

ロボットの実用化と普及を促進するため、ロボット実装促進センターにおいて、施設とロボットのマッチング及び実装をワンストップで支援する。併せて、より現場のニーズに即したロボットの開発・改良を支援する。

(2) 人材確保

生産年齢人口が減少していく中においても、必要な人材を確保していくために、次の取組を進めていく。

＜人材確保のイメージ＞



ア 国内での人材確保の取組（取組①及び②）

(ア) 企業と求職者との就業におけるミスマッチの解消

企業の人材確保を支援するため、企業の採用力強化や求職者の人手不足業種への理解を深めるセミナー、面接会を開催する。また、高齢者や女性のデジタルスキルの習得・育成を支援する講座や副業・兼業人材の活用を促進するセミナー、体験会を実施する。

(イ) 多様な人材の活躍支援

「かながわ若者就職支援センター」、「シニア・ジョブスタイル・かながわ」及び「かながわ女性キャリアカウンセリング相談室」におけるキャリアカウンセリングや各種セミナー等の実施により、若年者、中高年齢者、女性などの求職者一人ひとりの希望に応じた働き方を支援する。

また、障がい者の雇用と職場定着を促進するため、中小企業の個別訪問や出前講座等を実施する。

(ウ) 若年者への啓発イベントの実施

小学生を対象としたものづくり体験イベントを実施し、ものづくりへの興味や関心を高めることで、将来の仕事の選択肢として意識してもらい、ものづくり分野の次代を担う人材確保のきっかけを作る。

(エ) 仕事と育児・介護等を両立できる職場環境整備の促進

ワーク・ライフ・バランスを推進するため、仕事と育児・介護等を両立できる職場環境の整備や、男性の育児休業取得促進に取り組む中小企業等に対して奨励金を交付する。

イ 外国人材の確保の取組（取組③）

(ア) 外国人材活用の支援

中小企業等における外国人材活用の支援をするため、公益財団法人神奈川産業振興センターに、「かながわ外国人材活用支援ステーション」を設置し、外国人材の採用から職場定着までの支援をワンストップで行うほか、ウェブサイトによる情報発信や受入事例集の作成等を行う。

(イ) 外国人材の受入環境整備

外国人材の職場定着を図るため、職場環境整備に取り組む中小企業等に対して奨励金を交付するほか、日本語教室を市町、関係団体等との連携により開催する。

(ウ) 高度外国人材の活躍支援

専門人材不足に悩む中小企業等を支援するため、高度外国人材（在留資格「技術・人文知識・国際業務」等）の採用手続に係る初期費用の一部補助などを行う。

※ 生産性向上・人材確保については、他局においても医療、福祉、農林水産、建設、宿泊等の産業分野に対して、それぞれ個別の取組を進めている。

【参考】令和6、7年度における労働力不足の改善に向けた庁内での議論等

時期		内容
令和6年度	7月 ～ 8月	・副知事を筆頭とする庁内の局長級会議において、労働力不足の状況や改善の方向性について共有、議論 ・各局等で把握している労働力不足の状況や課題等について調査・照会を実施 ・県内の商工会・商工会議所に対し、上記の調査・照会を実施
	10月	・産業労働常任委員会において、労働力不足の状況、改善の方向性について報告
	10月 ～ 12月	・庁内での政策議論、予算調整 (政策議論については、個別の産業分野への支援を行う関係局とも連携して実施)
	3月	・産業労働常任委員会において、令和7年度に実施する主な取組(案)について報告
令和7年度	5月	・副知事を筆頭とする庁内の局長級会議において、労働力不足の状況や連携の方向性について共有、議論 ・労働力不足の改善に向けて、庁内における連携の希望等について調査・照会を実施 ・令和7年度定例第一回(春)関東地方知事会議において、国への提案・要望事項として、「労働力不足の改善に向けた対応」を神奈川県として提案
	6月 ～ 7月	・ハローワークや業界団体で構成する人材確保に係る国の協議会において、労働力不足の改善の方向性を共有、意見交換

IV 第 11 次神奈川県職業能力開発計画の取組

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、2023(令和 5)年 1 月に「第 11 次神奈川県職業能力開発計画（計画期間：2022(令和 4)年度～2025(令和 7)年度）」を策定し、産業人材の育成に取り組んでいる。

○ 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）（抄）
（都道府県職業能力開発計画等）

第 7 条 都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画（以下「都道府県職業能力開発計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
2～5 （略）

1 第 11 次神奈川県職業能力開発計画で掲げている基本理念と取組の視点

(1) 基本理念

人生 100 歳時代において、若年者、中高年齢者、女性、障がい者に加え、新たな労働の担い手である外国人材など、働く意欲のあるすべての人が、その能力を発揮して生き生きと働くことができるよう、職業能力開発を通じて各人の職業能力を高めるとともに、地域の産業を支える人材を育成し、一人ひとりが輝きながら働くことができる神奈川の実現を目指す。

(2) 取組の視点

本県の職業能力開発を取り巻く環境を踏まえ、次の視点を考慮しながら、職業能力開発施策を総合的かつ計画的に展開する。

また、国の「第 11 次職業能力開発基本計画」を踏まえ、国等と一体的に職業能力開発施策を推進する。

ア 産業構造のサービス経済化や技術革新の進展を見据え、専門人材やデジタル技術を活用できる人材、また人手不足となっている分野など、産業界や地域のニーズを踏まえた職業訓練を実施することで、これからの神奈川の産業を中長期的に見据えた人材育成を行う。

イ 働く意欲のある多様な人材が自らの能力を高め、能力を有効に発揮できるよう、労働市場の変化に対応した離職者訓練を行うとともに、職業能力開発の機会に恵まれにくい者に対して重点的に支援する。

ウ 人生 100 歳時代における職業人生の長期化、多様化を見据え、県民一人ひとりが主体的にキャリアを形成していくことを支援するため、キャリアコンサルティングなどを推進する。

エ 持続的な経済成長を続けるため、ものづくり分野などの高度な技能

労働者の育成を支援するとともに、若者や女性等幅広い世代に優れた技術・技能に触れる機会の提供等を行い、ものづくりを志す人材を増やす。

オ ICTの普及拡大や働き方改革の取組の進展、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に対応したオンラインによる職業訓練を推進するなど、職業能力開発の環境及び就業支援を充実する。

2 第11次神奈川県職業能力開発計画の施策体系

職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項（施策体系）は以下のとおりである。

実施目標	取組の方向性
Ⅰ 産業を支える人材育成	(1) IT人材の育成強化
	(2) ITや新たな技術を活用した職業訓練
	(3) 中小企業や産業界が求める人材育成の強化
	(4) 人手不足分野における職業訓練等の実施
Ⅱ 多様な人材の活躍促進に向けた職業能力開発の推進	(1) 若者の職業能力開発
	(2) 非正規雇用労働者等の職業能力開発
	(3) 女性の職業能力開発
	(4) 障がい者の職業能力開発
	(5) 中高年齢者の職業能力開発
	(6) 外国人材の職業能力開発
	(7) その他特別な支援を必要とする者の職業能力開発
Ⅲ 職業生活を通じたキャリア形成支援	(1) キャリアコンサルティングの推進
	(2) 在職者のリスキリング ^(注) などの支援
	(3) 学校教育と連携したキャリア教育
Ⅳ ものづくり産業の持続的発展と技能の振興	(1) ものづくりの分野等の高度な技能労働者の育成支援
	(2) 技能への関心の向上・技能人材の裾野拡大
Ⅴ 人材育成支援体制の充実強化	(1) 民間との連携強化
	(2) 多様な主体との連携・協力による人材育成の推進
	(3) 公共職業訓練の充実

(注) 今後新たに発生する業務で必要とされる知識やスキルを習得するための学び直しなど、職業能力を再開発・再教育すること。

3 数値目標及び実績並びに達成率（令和6年度）

実施目標の達成度を測る象徴的な数値目標を設定し、毎年度の評価を行う。

評価に当たっては、5つの実施目標ごとに設定した6つの数値目標について、達成状況を検証していく。

(1) 実施目標Ⅰ 産業を支える人材育成

産業構造の変化や技術革新の進展を見据え、産業振興のために求められる専門人材やデジタル技術を活用できる人材等の戦略的な育成を図る。これに必要な新たなカリキュラムについて検討・開発を行い、総合職業技術校等において、毎年度2コースの訓練を実施することを数値目標とした。

○ 新たに実施する求職者訓練及び在職者訓練のコース数

年 度	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)
目 標 (コース)	2	2	2	2
実 績 (コース)	0 (注)	4	2	
達成率 (%)	0	200.0	100.0	

(注) 2022（令和4）年度は、2021（令和3）年度に新型コロナウイルス感染症の対応のために、新たなカリキュラム開発に係る事業の一部を休止したことに伴い、新たな訓練を実施していない（令和4年度はカリキュラム開発のみ実施）。

(2) 実施目標Ⅱ 多様な人材の活躍促進に向けた職業能力開発の推進

労働市場の変化に対応した離職者訓練を行うとともに、若者や女性、障がい者、中高年齢者、外国人材などの就労を希望する者が生涯を通じて職業能力を発揮して活躍できるように職業能力開発の機会を提供し、就労を支援する。

その成果としての就職率が重要であることから、県立の総合職業技術校等における訓練と、民間教育訓練機関等へ委託する訓練における修了者の3か月後の就職率を数値目標とした。

○ 総合職業技術校における修了者の3か月後の就職率

年 度	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)
目 標 (%)	94.0	95.0	95.0	95.0
実 績 (%)	93.2	92.2	93.4	
達成率 (%)	99.1	97.1	98.3	

○ 民間教育訓練機関等への委託訓練における修了者の3か月後の就職率

年 度	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)
目 標 (%)	72.0	73.0	74.0	75.0
実 績 (%)	77.0	73.9	73.0	
達成率 (%)	106.9	101.2	98.6	

(3) 実施目標Ⅲ 職業生活を通じたキャリア形成支援

人生 100 歳時代における職業人生の長期化、多様化を見据えた、労働者の主体的なキャリア形成を支援するため、キャリアコンサルティングなどを推進する。また、将来の産業を担う人材として、中・高等学校等の教育訓練機関との連携の更なる強化が重要であるため、総合職業技術校や産業技術短期大学校の施設を活用して実施する「ものづくり体験」の参加者数を数値目標とした。なお、毎年 100 人ずつ増やし、2025（令和 7）年度には、2,200 人とした。

○ ものづくり体験の参加者数

年 度	2022 (令和 4)	2023 (令和 5)	2024 (令和 6)	2025 (令和 7)
目 標 (人)	1,900	2,000	2,100	2,200
実 績 (人)	1,757	1,691	3,018	
達成率 (%)	92.5	84.6	143.7	

(4) 実施目標Ⅳ ものづくり産業の持続的発展と技能の振興

少子高齢化の進行により若年層の減少が現実のものとなる中、持続的な経済成長を続けるため、ものづくり分野等の高度な技能労働者の育成を支援するとともに、幅広い世代に対して技能への関心を高め、技能人材の裾野拡大を図る。

技能検定試験に係る周知活動を強化することが重要であるため、技能検定（特級・1 級～3 級、単一等級）受検者の合計数を数値目標とした。

なお、コロナ禍で減少した受検者数を、それ以前の水準に近づけられるよう、2021（令和 3）年度実績の約 1 %に当たる 50 人ずつ毎年度増加させることとした。

○ 技能検定の受検者数

年 度	2022 (令和 4)	2023 (令和 5)	2024 (令和 6)	2025 (令和 7)
目 標 (人)	5,500	5,550	5,600	5,650
実 績 (人)	4,911	4,783	4,480	
達成率 (%)	89.3	86.2	80.0	

(5) 実施目標Ⅴ 人材育成支援体制の充実強化

I C Tの普及拡大や働き方改革の取組の進展、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に対応したオンラインによる職業訓練や公共と民間の連携による訓練カリキュラム等の開発を推進する。

また、障がい者の職業能力開発を支援するため、一般職業能力開発施設へ受け入れるなど、職業能力開発の環境及び就業支援を充実させる。

訓練コースの検証・見直しや訓練の質を検証するため、総合職業技術校等の修了後アンケート調査における満足度を数値目標とした。なお、各校で学んだことに対して「満足」、「やや満足」と回答した者の割合（満足度）を毎年度1%ずつ段階的に向上させ、2025（令和7）年度には85.0%とすることとした。

○ 総合職業技術校等の修了生の満足度（平均）

年 度	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)
目 標 (%)	82.0	83.0	84.0	85.0
実 績 (%)	81.5	89.1	86.0	
達成率 (%)	99.4	107.3	102.4	

4 今後の取組

6つの数値指標のうち、3年連続で目標を下回った「総合職業技術校における修了者の3か月後の就職率」及び「技能検定の受検者数」については、多角的な視点から検証を行い、数値目標を上回るように努める。

また、第11次神奈川県職業能力開発計画に掲げた5つの実施目標について、令和7年度も引き続き、数値目標の達成状況や他の構成事業の進捗状況を把握し、検証を行うとともに、次期の神奈川県職業能力開発計画の策定に当たっての検討材料として活用していく。

V 第 12 次神奈川県職業能力開発計画策定に係る基本的な考え方

1 計画の趣旨

県では、「職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「法」という。）」に基づき、1973（昭和 48）年以降、第 11 次にわたり、「神奈川県職業能力開発計画（以下「計画」という。）」を策定し、神奈川における職業訓練の充実や、技術・技能の振興などの施策を展開してきた。

第 11 次計画は、2025（令和 7）年度末で計画期間が満了することから、人口減少や産業構造の変化、技術革新など、職業能力開発を取り巻く環境の変化に対応した施策を総合的かつ計画的に推進するため、第 12 次計画を策定する。

2 計画の性格

- (1) 法第 7 条第 1 項に基づく「都道府県職業能力開発計画」として位置付ける。
- (2) 県の総合計画である「新かながわグランドデザイン」を踏まえ、特定課題に対応する個別計画とする。

3 計画の期間

2026（令和 8）年度から 2031（令和 13）年度までの 6 年間

4 計画に定める事項

法第 7 条第 2 項を踏まえ、計画には次の事項を定める。

- (1) 技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
- (2) 職業能力の開発の実施目標に関する事項
- (3) 職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

5 技能労働力等の労働力の需給の動向（職業能力開発を取り巻く環境）

(1) 総人口・生産年齢人口の減少

- 神奈川県は2020年の923.7万人から2040年には推計884.0万人、15歳から64歳までの生産年齢人口は2020年の579.0万人から2040年には推計502.5万人に減少する見込み。
- 「ものづくり」分野をはじめとする数多くの分野が、労働力不足に直面している状況にあり、民間予測によると2040年には69.5万人の労働力が不足する見込み。

(2) デジタル技術等の発展

- 生成AIなどのデジタル技術が急速に発展・普及し、今後更なる技術革新や、産業構造の変化が進む見込み。

(3) 労働者の多様化

- 若年者や中高年齢者、障がい者、外国人材など労働者が多様化する中、それらに対応する働き方の実現が必要となる。
- 生産性を向上し、全体的な労働力を底上げするため、一人ひとりの職業能力を伸ばすことが重要になってきている。

(4) 技術・技能継承の課題の顕在化

- ものづくり分野では若年就業者が減少傾向にあり、産業を支える人材を新たに呼び込む必要がある。
- 後継者不足により、熟練者の技術・技能が継承できないおそれがある。

6 基本理念（目指す姿）

～一人ひとりが輝きながら働ける神奈川～

人生100歳時代において、超高齢社会を乗り越え経済のエンジンを回していくために、若年者、中高年齢者、障がい者、外国人材など、働く意欲のあるすべての人が、その能力を発揮して生き生きと働くことができるよう、職業能力開発を通じて各人の職業能力を高めるとともに、地域の産業を支える人材を育成し、一人ひとりが輝きながら働くことができる神奈川の実現を目指す。

7 職業能力の開発の実施目標

県の職業能力開発を取り巻く労働力の需給の動向等を踏まえ、基本理念を実現するため、5つの実施目標に基づき、職業能力開発施策を総合的かつ計画的に展開していく。

(1) 実施目標Ⅰ

産業構造の変化と技術革新の進展に適応した人材育成の推進

急速に変化する産業構造と進展する技術革新により、企業の求める人材が変化するため、それらの進展・変化に対応した人材育成を行う必要がある。

そのため、産業構造の変化や技術革新の進展を見据えた専門人材や、デジタル技術等を利活用できる人材を戦略的に育成するとともに、労働力不足分野における職業訓練等を実施する。

(2) 実施目標Ⅱ

労働者の特性を踏まえた職業能力開発の推進

労働力不足が顕在化する中で、労働者一人ひとりに適した職業訓練等を実施していく必要がある。

そのため、若者や障がい者、中高年齢者、外国人材、生活困窮者等の特性を踏まえ、生涯を通じて職業能力を発揮して活躍できるよう、一人ひとりに職業能力開発の向上の機会を提供するとともに、就職を支援する。

(3) 実施目標Ⅲ

職業生活と学校生活等を通じた主体的なキャリア形成の支援

雇用と仕事を取り巻く環境の変化が激しい中で、労働者自らがキャリア形成を考えることの困難度が増しているため、その支援を充実させる必要がある。

そのため、職業人生の長期化、多様化を見据え、労働者自らが主体的にキャリア形成を考えられるよう、職業生活や学校生活等を通じたキャリアコンサルティング等の支援を推進する。

(4) 実施目標Ⅳ

ものづくり産業の持続的発展と技能の振興及び継承

少子高齢化の進行に伴う労働力不足により、ものづくり産業の持続が危ぶまれるため、その持続的発展を担う人材を育成していく必要がある。

そのため、幅広い世代に対してものづくり分野への関心を醸成し、高度な技能労働者の育成を支援するとともに、技能検定制度等の職業能力評価制度を普及促進し、技能労働者の社会的評価の向上を図る。

(5) 実施目標Ⅴ

職業能力開発推進体制の充実と情報発信の強化

職業能力開発校の応募者増加を図り、職業訓練の質的向上を図るとともに、その魅力と認知度の浸透を図る必要がある。

そのため、職業訓練の検証と見直しを行うことに加え、国や民間教育訓練機関等との連携を強化し、より職業能力開発体制を充実させる。

また、人材開発情報へのアクセス性向上を図るため、ホームページやSNS等を活用した効果的な情報発信を強化する。

8 職業能力の開発について講じようとする施策の方向性 (第11次計画及び第12次計画との比較状況)

	第11次計画施策の方向性		第12次計画施策の方向性
実施目標Ⅰ	① IT人材の育成強化		① <u>デジタル分野における人材の育成の推進</u>
	② ITや新たな技術を活用した職業訓練		② <u>デジタル技術</u> を活用した職業訓練の実施
	新		③ <u>次世代産業分野における人材の育成の推進</u>
	新		④ <u>各種リテラシー教育の実施</u>
	③ 中小企業や産業界が求める人材育成の強化		⑤ <u>企業等</u> が求める人材の育成の推進
	④ 人手不足分野における職業訓練等の実施		⑥ 人手不足分野における職業訓練等の実施
実施目標Ⅱ	① 若者の職業能力開発		① 若者の職業能力開発の <u>推進</u>
	② 非正規雇用労働者等の職業能力開発		② 非正規雇用労働者等の職業能力開発の <u>推進</u>
	新		③ <u>子育て中等の求職者の職業能力開発の推進</u>
	③ 女性の職業能力開発		(削除) ※ ③へ概念を包含
	④ 障がい者の職業能力開発		④ 障がい者の職業能力開発の <u>推進</u>
	⑤ 中高年齢者の職業能力開発		⑤ 中高年齢者の職業能力開発の <u>推進</u>
	⑥ 外国人材の職業能力開発		⑥ 外国人材の職業能力開発の <u>推進</u>
	⑦ その他特別な支援を必要とする者の職業能力開発		⑦ <u>生活困窮者等に配慮した職業能力開発の推進</u>
実施目標Ⅲ	① キャリアコンサルティングの推進		① キャリアコンサルティングの推進
	② 在職者のリスクリングなどの支援		② 在職者のリスクリング <u>等</u> の支援
	③ 学校教育と連携したキャリア教育		③ 学校教育と連携したキャリア教育の <u>推進</u>
	新		④ <u>出張型のキャリア教育の推進</u>
	新		⑤ <u>開かれた職業訓練イベントにおける普及啓発</u>
実施目標Ⅳ	新		① <u>ものづくり分野への関心の醸成</u>
	① ものづくり分野等の高度な技能労働者の育成支援		② ものづくり分野の高度な技能労働者の育成支援
	② 技能への関心の向上・技能人材の裾野拡大		③ 技能労働者の <u>社会的評価の向上の推進</u>
実施目標Ⅴ	① 民間との連携強化		① <u>国や民間教育訓練機関等との連携強化</u>
	② 多様な主体との連携・協力による人材育成の推進		(削除) ※ 第11次計画の①及び②を①へ統合
	③ 公共職業訓練の充実		② <u>検証と見直しに基づく職業訓練の充実</u>
	新		③ <u>職業訓練等の情報発信の強化</u>

9 神奈川県職業能力開発審議会への諮問

2025（令和7）年8月25日に開催した「令和7年度第1回神奈川県職業能力開発審議会（以下「第1回審議会」という。）」において、「第12次神奈川県職業能力開発計画の策定について」を諮問した上で、同計画骨子案が審議され、了承された。

【第1回審議会における委員からの主な意見】

- 数値目標設定に当たり、過度に数値を追うことを目的にしないよう気を付けるとともに、現実的な数値目標の設定とすべき。
- 一度定めた数値目標も、計画年度の途中であっても必要に応じて見直すなど、時代の変化に合わせて検討していただきたい。
- 職業訓練がどう賃金上昇に結びついているかを「見える化」することがとても大事だと考えている。すぐには実施できないかもしれないが、関連データを蓄積し、能力が正確に定義できるようになれば、労働市場の賃金適正化につながると考える。

10 今後のスケジュール（予定）

令和7年9月	計画の基本的な考え方について議会に報告
7年11月	第2回審議会にて、計画素案を審議
7年12月	計画素案について議会に報告
7年12月～	計画素案について、県民等の意見募集を実施
8年1月	
8年2月	第3回審議会にて、計画案を審議
同	計画案を議会に報告
8年3月	審議会から計画案の答申
同	計画を策定、公表